

## 岸和田市が個人情報保護条例を一部改正～センシティブ情報収集を原則禁止

社団法人 部落解放・人権研究所  
事務局長・研究部長 谷川 雅彦

3月22日、岸和田市定例市議会において岸和田市個人情報保護条例の一部改正案が議決された。不動産会社がマンション建設にあたって広告代理店、調査会社から同和地区の所在地情報などの報告を受けていた土地差別調査事件、信用情報や携帯電話情報など事業者を通じた個人情報の漏洩事件が相次いだことなどが条例改正の背景にある。

野口岸和田市長をはじめとした岸和田市と市議会の人権行政推進にむけた取り組みに敬意を表するとともに、今後の課題を考えてみたい。

改正条例では「第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護」に新たに「事業者による個人情報の取り扱い」に「第29条の2 事業者は次に掲げる個人情報について、個人の権利利益を侵害するこのないよう慎重な取り扱いに努めなければならない」として「(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報。(2) 個人の特質を規定する身体に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」を加えた。

また「指導」「助言」にとどまっていた事業者への措置に事業者が個人情報を「不適正」に取り扱っている「疑い」があると認めるときは事実を明らかにするために「説明」「資料の提出」を求めることができ、個人情報を「著しく不適正」に取り扱っていると認めるときは、その取り扱いを是正するよう「勧告」できる規定を新たに盛り込んだ。事業者が「説明」や「資料の提出」に応じない場合や「勧告」に従わない場合は審査会の意見を聴いた上でその事実を「公表」できるようにした。

大阪府の個人情報保護条例においても同様の事業者が差別につながるおそれのある個人情報の収集を原則禁止している。土地差別調査事件(2007年)は同条例違反の疑いから事実を明らかにするために「説明」「資料の提出」を求めたことによって発覚した。

個人情報保護条例はすべての事業者を対象としているが、事業者自身が差別につながるおそれのある個人情報の収集を条例が禁止していることを認識していない場合がほとんどである。いくらルールを定めてもそのルールが周知されていないのでは守られるわけがない。大阪府の個人情報保護条例はもちろん一部改正された岸和田市の条例においてもすべての事業者にどう周知徹底(啓発)できるのが鍵である。

その場合、事業者がどのような情報が「社会的差別の原因となるおそれがあると認められる個人情報」なのかを明確に判断できるようにする必要がある。大阪府の場合は条例第49条第2項に基づき、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るため、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずる際によりどころとなる「事業者指針」を作成している。

大阪府の「事業者指針」では「次に掲げる個人情報については、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱う」として「(1) 思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報」「(2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」が条例と同じ条文が示されている。その上で「事業者指針の解説」において「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」には、「人種・氏族に関する情報や旧同和对策事業対象地域に居住し、又は居住していたこと、その他その地域の出身であることに関する個人情報が該当すると考えられ、詳細な本籍地に関する情報も、この情報に該当する場合があります。また、犯罪歴に関する情報も、差別の誘因ともなりかねない個人情報に該当すると考えられます」と説明されている。

繰り返しになるが大阪府の個人情報保護条例を読んでなおかつ理解できている事業者が一体どれぐらいいるのだろうか。2005年に実施された「人権問題に関する府民意識調査」では「どんな内容か知っている」(5.2%)「内容は知らないが名称は聞いたことがある」(27.9%)「知らなかった」(61.2%)となっており、内容を知らない人が約9割となっている。2009年に大阪府「不動産取引における土地調査問題研究会」が不動産リサーチ会社や不動産業務を扱う広告代理店を対象に実施したアンケートでは「知っている」が30.2%に対して「知らない」が67.2%となっている。

今後の課題は、まず、事業者が条例によって「社会的差別の原因となるおそれがあると認められる個人情報」の収集が制限されることになったという事実をわかりやすく啓発していくことが必要である。つぎに、そのためにも「社会的差別の原因となるおそれがあると認められる個人情報」とはどのような情報なのか、具体的事例を示して指導、助言する必要がある。大阪府の事業所指針の改訂、岸和田市における事業所指針の策定が求められている。最後にセンシティブ情報の収集制限をすべての市町村の条例に盛り込むとともに、国の個人情報保護法においてもこの規定を盛り込むよう法改正を求めていく必要がある。

